

No	該当ページ等	該当する部分	審議会委員の意見	審議会委員意見に対する現在の取組状況	新たな男女共同参画基本計画(案)への追加記載 可、または否欄に記載ください。可の場合は、案文を、否の場合がその理由を御記入ください。	
					可:(案文は次のとおり)	否:(理由)
1	13	II-2-(3)企業と連携した女性の活躍を応援する気運づくり ①女性が活躍する気運づくり	ウーマノミクスサイトで、男性の働き方の見直しについての情報提供を、経済団体と連携して取り組んでいるので、そのことを計画に追記してほしい。	意見を踏まえて、計画を修正する。	可:(案文は次のとおり) II-2-(1)-②-イ(P10)、(3)-④(P13) 「働き方の見直しを行っている企業の実践例の情報提供」 を追加	—
2	19	III-4-(5)男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進	男性職員の配偶者の出産時に、積極的な休暇取得を各職場で促進すべきである。	「埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン」では、「子の出生時に休暇を取得した男性職員の割合100%」という目標を掲げている。子が生まれる予定の職員は、子育てに関する休暇取得予定等を記入した「子育てのための休暇取得プログラム」を作成し、上司との面談を実施している。面談では、上司から出産前後の休暇や育児休業の取得について働きかけている。	可:(案文は次のとおり) III-4-(5)-⑤(P19) 「女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法による特定事業主行動計画の推進」の小項目として ア男性職員の子育てに関する休暇取得促進 イ「子育てのための休暇取得プログラム」の作成 を追加	—
3	34	VI-1-(1)男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進 ②学校教育におけるおける男女平等教育の推進	・県立高校の男女別学校は、基本的な男女平等に関する問題である。浦和高校に対して「機能的等価物」として同レベルの女子高があるケースのみに正当化されるが、それがない以上これは明確な男女差別である。 ・別学校は、子供が学校を選ぶ際の選択肢のひとつである。	平成15年3月25日付け「埼玉県男女共同参画苦情処理委員への報告書」並びに現行基本計画策定時の5か年計画特別委員会における附帯決議を踏まえ、現在共学化されていない学校が、特色ある学校づくりに向けて主体的に取り組む中で、共学化を検討する可能性が出てきた場合は、積極的に支援していく。なお、現在、共学化に向けた検討をしている学校はない。	—	否:(理由)男女別学校は、生徒が進学先の高校を選ぶ際の選択肢の一つとして、ニーズがあるため。
4	38	基本目標VII 女性に対するあらゆる暴力を根絶する	未成年の子供からの家庭内暴力に苦しむ母への対策について、計画に明記できないか。	現在、県における非行防止の取組については、条例による健全な成長を阻害する行為の規制や非行からの立ち直りを支援する事業などがある。非行立ち直り支援では、非行についての電話相談を行っており、相談者の中では母親からの相談が圧倒的に多く、子供の暴力に関する相談も多く寄せられている。相談は、あくまでも子供の立ち直りという視点で対応をしているものであるが、母親の悩みや心身のケアについてのアドバイスも相談者への対応として含まれている。	可:(案文は次のとおり) VII-10-(1)-④(P39) イ 子供の家庭内暴力などの非行防止及び立ち直り支援 を追加	—
				18歳未満の子供の家庭内暴力については、児童相談所において、育成相談(性格行動相談)として相談を受けている。	—	否:(理由)児童相談所は、子供の福祉を図ることを目的としているため。

No	該当ページ等	該当する部分	審議会委員の意見	審議会委員意見に対する現在の取組状況	新たな男女共同参画基本計画(案)への追加記載可、または否欄に記載ください。可の場合は、案文を、否の場合がその理由を御記入ください。	
					可:(案文は次のとおり)	否:(理由)
5	42	VII-10-(4)性犯罪への対策の推進	女性に対する防犯対策だけではなく、性犯罪を起こさないため、犯罪を犯す者(再犯者含む)への対策を計画に明記できないか。	<p>現在、出版・販売されている雑誌や映像出版物には、女性の人権や尊厳を無視した性暴力や凌辱行為など、性行為を過激に表現しているものも多く、性行為に対する知識や判断能力の乏しい青少年が視聴・閲覧することにより、誤った性知識や倫理観を植え付けさせてしまう可能性がある。また、これらの映像出版物等の視聴・閲覧によって、青少年の性的感情が徒に刺激され、性犯罪を誘発することも考えられる。</p> <p>そのため、青少年健全育成条例において、青少年の性的感情を著しく刺激し、健全な成長を阻害するものは有害図書等として指定し、青少年へ販売・閲覧等させないよう規定している。また、インターネット上の有害情報については、青少年に閲覧させないよう努めることを規定している。</p>	—	否:(理由) 左記取組みについては、VII-10-(1)-⑤-U(P39)で記載済みのため。
				再犯防止等の加害者対策は、県としては現在、行っていない。	可:(案文は次のとおり) VII-10-(4)-⑤(P42) ア 産婦人科医療機関と連携した被害者ケアを追加	
				<p>性犯罪及び声かけ事案の防止対策として、犯罪の詳細な分析により直接犯人を検挙するほか、実際に声かけ事案等が発生した際の対策として、事案が発生した時点で速やかに捜査活動を行い、行為者の検挙はもとより刑罰法令に触れない事案についても指導・警告を実施し、先制・予防的な活動により、一層の安全確保を図っている。</p> <p>また、平成17年6月から、13歳未満の子どもを対象とする強姦や強制わいせつ等の性犯罪を犯した服役者の出所者情報について、警察庁が法務省から情報提供を受け、再犯防止措置対象者として登録し、各都道府県警察において子どもに対する性犯罪の再犯防止に活用をしている。</p>	可:(案文は次のとおり) VII-10-(4)-①(P42) ①「性犯罪への厳正な対処」の小項目として、 ア 性犯罪等の前兆となる不審者からの声かけ事案等に対する行為者の特定、検挙、指導・警告措置など先制・予防的活動の強化 を追加	—

No	該当ページ等	該当する部分	審議会委員の意見	審議会委員意見に対する現在の取組状況	新たな男女共同参画基本計画(案)への追加記載可、または否欄に記載ください。可の場合は、案文を、否の場合がその理由を御記入ください。	
					可:(案文は次のとおり)	否:(理由)
6	53	基本目標Ⅰ あらゆる分野の意思決定に男女がともに参画する。	民間企業では女性管理職の数値目標を設定している。県職員の女性管理職の数値目標を設定できないか。	「埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン」に基づき、女性職員の積極的な登用に取り組んでいる。	—	否:(理由)女性県職員の活躍の推進については、左記プランに基づき取り組んでいくこととしたい。
				「埼玉県教育委員会女性活躍・子育て応援事業主プラン」に基づき、女性職員の積極的な登用に取り組んでいる。	—	否:(理由)教育委員会における女性職員の活躍の推進については、左記プランに基づき取り組んでいくこととしたい。
				「埼玉県警察女性職員の活躍推進及び職員のための子育てサポート推進プログラム」に基づき、現在、警部補以下の職員に対し、幹部にふさわしい人材の育成に取り組んでいる。	—	否:(理由)幹部の登用は、男女問わず、能力、意欲のある職員を登用するとの考え方で取り組んでおり、左記計画に基づき、幹部にふさわしい人材の育成に力を入れている。施策の整理上、他の計画への追加は控えていただきたい。
7	53	No3 女性(30~39歳)の就業率	女性(30~39歳)の就業率は、出産行動に関わりなく、晩婚化すると上がる。そのため、目標として適切か。	現状として、30代女性の就業率が20代後半及び40代の就業率を下回っており、目標として適切と考えている。	—	—
8	53	No5 男性県職員の育児休業取得率	女性県職員の育児休業取得率と比較すると男性県職員の育児休業取得率の現状値は低すぎる。目標値が低すぎるので、目標値を考え直すべきではないか。	育児休業を取得しなかった男性職員にアンケートを実施したところ、経済的負担や、配偶者が専業主婦であることを理由に育児休業を取得しなかった職員が多かった。短期間の育児休業であれば、経済的負担が少なくなることから、短期間でも育児休業の取得を促進して、男性職員が育児休業を取得することは普通であるという職場意識を醸成している。	—	否:(理由)男性の育児休業取得率は国が5.5%、都道府県平均が4.7%、民間企業平均が2.65%となっており、本県では過去5年の平均が8.5%となっている。そのような状況の中、例えば短期間でも育児休業の取得を促進して職場意識を醸成する取組や、子が生まれる男性職員に個別に育児休業の取得を働きかける取組など、現行目標を達成するための様々な取組を行っているところである。今後も新たな取組を実施・検討するなど男性職員の育児休業取得促進を図っていく。
9	54	基本目標Ⅶ 女性に対するあらゆる暴力を根絶する	学校教育の中で暴力を防止するため、学校における人権教育などに関する数値目標を設定できないか。	県発行の「セクシュアルハラスメント防止のために」や「知っていますか？デートDV」等を活用しながら、お互いの気持ちや意見を尊重できる生徒の育成に取り組んでいるところである。	—	否:(理由)育成プログラムの数値目標は達成されてはいるものの、この取組を繰り返すことにより人権感覚は徐々に磨かれていくものである。また、男女間の暴力の実態は実にデリケートな部分が多く、その当該件数及び解決数をはじめ、数値目標設定は非常に難しいと判断するため。